

第3回及び第4回会合におけるプレゼンテーション等  
に対する関係事業者・団体からの意見  
(ソフトバンク株式会社)

平成18年3月28日

**IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会  
各社提出資料に対する意見**

**平成18年3月28日  
ソフトバンク株式会社**

当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
1	<p>—</p> <p>2月22日のNTT提出資料 全般</p>	<p>NTTの資料中には、「合意のうえ」、「現在のルールに沿っている」という言葉が散見されますが、時間との関係やNTTとの力関係で、仕方なく合意したものがほとんどです。</p> <p>【例】直収電話に関する大量工事契約 大量発注すると割引でなく別途費用負担になる。</p> <p>2004年9月、日本テレコム(JT)が直収電話(おとくライン)工事を大量に発注する旨をNTTに通知したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期を保証できない</li> <li>・体制増強のための費用を要求</li> <li>・完全コミットで返却なしの契約を締結</li> </ul> <p>これらのNTTが提示した条件に応じなければ工事を実施してもらえなかった。(これがNTTの言う“合意”の現実)</p> <p>その後、諸事情(NTT要因含む)により計画を大幅縮小することになったと再度、NTTに通知したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムリーに規模を変更することはできない</li> <li>・実際にはかかっているはずのない費用をペナルティーとして請求された</li> </ul> <p>結局、実際にはかかっていない費用であるにもかかわらず、NTTに対して高額な支払いを行わざるをえなかった。</p> <p>NTTとしても「合意のうえ」で「現在のルールに忠実に」対応して頂いていることは、理解しております。それでもNTTと接続事業者との公平性が確保できないのは、構造上の問題であり、NTTの構造分離が必要であると考えます。</p>
2	<p>NTTは、2010年度において、「現在の固定電話加入数ベースで3,000万のお客様に対して光サービスを提供すること」を目標としております。</p> <p>その場合の光ファイバの芯線数については、法人向けの“占有型”、戸建・マンション向けの“共有型”等のサービス提供形態により、大きく左右されることから、現時点で芯線数ベースでの具体的な計画は策定しておりません。【P.8】</p>	<p>NTTは3,000万光化計画についての具体策を作っていないとのことであり、NTTに任せられているだけでは、政府方針である2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消することは困難であると考えます。</p>

当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">3</p>	<p>構造分離に関する諸外国の動向</p> <p>欧米主要国においては、電気通信の複雑性や提供されるサービスの多様性に鑑みると、構造分離は不可逆的であって大きな混乱を引き起こす可能性があることから、現実に実施された例はない。</p> <p>&lt;アメリカ&gt; FCCのパウエル前委員長は、構造分離は「膨大な時間の混乱」を引き起こすとして否定的。(過剰な規制よりも市場に委ねる方が望ましい。)(2001年3月29日:連邦議会下院エネルギー商業委員会の電気通信インターネット小委員会の公聴会における発言(The Washington Post 2001.3.30、Telecommunications Report 2001.4.2等))</p> <p>&lt;イギリス&gt; 2002年7月、オフテルは「競争、BT、そして市場のために、オフテルはBTの分割を強制する意向がない」と説明し、分割の意思がないことを明確に伝えた。2005年6月、オフコムは「BTの垂直統合(設備とサービス)は消費者にも便益があり、BTの約束(アクセス事業部の設置)は競争への影響に対処しつつそのような便益を維持しようとするものである」と評価し、「現時点でBTグループの構造分離を求めることは、度が過ぎる」と結論付けた。(2005.6.30諮問、9.22声明文書)【別添P.13】</p>	<p>NTTは諸外国の事例を取りあげて、諸外国において構造分離の実例が無いと結論付けておりますが、いずれも都合のよいところだけを引用した主張であり、ミスリーディングです。</p> <p>例えば、イギリスの事例に関しては、オフコムは垂直統合の消費者便益を認めたものの、アクセス部分の競争促進のためにはアクセス部分の分離が必要と結論付けています。実際これを受け、2006年1月1日にはOpenreachが発足し、ブランドも含む厳格な分離を行っており、NTTの意見は、オフコムの結論を一部だけ引用したものであり、ミスリーディングです。</p> <p>また、アメリカに関しては、1984年にAT&amp;T分割(資本分離)を実施しています。</p>

当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
<p>電柱に関する手続き面での非対称性が存在</p> <p>・NTTは自社柱の借用手続きが不要だが、他社は借用手続きが必要(電柱の詳細な実態報告等)。</p>	<p>NTT東西柱の自社利用については、社内手続きとなるため契約・申請行為を省略していますが、安全確保のための電柱強度や電柱実態の確認「競争条件が同等でない」等の他社のご意見に対するNTTの考え方については、他社がNTT東西柱を利用する場合と同様に、区別なく実施しております。</p> <p>NTT東西では、他社側で空きポイントの有無を確認するための現場調査が大変であるということであれば、調査費等をご負担いただく前提で、NTT東西に現場調査を依頼いただくことも可能と考えております。【別添P.7】</p>	<p>(1) 自社電柱に関しては利用手続きが社内手続きとして省略できるのは、NTTの特権であり、他社とNTTにおいて同様な手続きが行われているとはいえないと考えます。</p> <p>(2) また、接続事業者はNTTに対し、電柱利用料の形で電柱の管理料金を支払っているにもかかわらず、更に電柱の現状確認にかかるコストの負担をNTTから要求されています。電柱の確認作業はNTTが要求しているため実施しているものですが、NTTが電柱管理者としての責任を果たしていれば、必要ないものと考えます。</p>
5	<p>NTT東西がFTTHサービス等を提供するために光ファイバを敷設する場合には、電力柱を利用しなければならないケースが多く、その際には、他社が電力柱を利用する場合と同様に、電力会社に対する借用手続きが必要【別添P.7】</p>	<p>NTTが電力系事業者の電柱を利用する場合の申請手続きの実態(特に電電公社時代の設備に追い張りをした場合)が明らかになっていないため、他社と同様の手続きが行われているかどうかは明確ではありません。</p> <p>従って、NTTが電力柱を借用する際の手続きのスキームを公表し、実際に他社とNTTが同等の手続きを行っているのかどうかを検証すべきであると考えます。</p>
6	<p>NTT東西においては、他社がNTT東西柱を利用する際に、将来敷設予定がある引込線分を事前にまとめて申請しておけば、通知だけで個々の引込線の添架を可能とする等、電柱添架手続きの簡素化を進めており(トライアル実施中)、電柱添架の事前手続きとして、「3千万件もの手続きが必要になる」といったことはないと考えております。【別添P.7】</p>	<p>現在、電柱添架手続きの簡素化検討していただいておりますが、他社がNTT東西柱に引込線を敷設する場合の手続きは簡素化後も、実質「通知のみで引込線の添架が可能」というわけではなく、事前に申請、可否判断、通知の為の書類等が必要であり、全体的なボリュームはあまり変わっていないのが現状です。</p>

	当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
7	<p>電柱に関する技術面での非対称性が存在</p> <p>・NTTは柱上に設備を構築するための技術基準を、自社設備に合わせて設定可能だが、他社はNTTが設定した様々な基準をクリアするために工法等の制限を受ける。</p> <p>・NTTは他社がもっていない情報(技術やノウハウ等)を持っているが、柱上設備の構築技術や使用物品に関する基準等の情報公開が不十分。</p>	<p>電柱添架の技術基準については、単独添架の場合は、基本的に関係法令・既に公開されている技術基準を満足すれば、他社の責任において自由であり、「NTT東西は自社設備に合わせて様々な技術基準を設定している」との他社のご意見は事実誤認です。</p> <p>ただし、近接設置工法は新たな工法であるため、お互いの設備を守るための防護方法等を双方で取り決める必要がありますが、今回、SBBに対して、NTT東西が一方向的に制約を課した事実はありません。</p> <p>なお、NTT東西としては、保有する技術やノウハウ等について、他社から情報開示要望等があった場合には、当該情報の開示の必要性、開示の可否、(開示可とする場合には)ノウハウ等の対価の水準等について、具体的な検討を進めていく考えです。 [別添P.9]</p>	<p>当社の再意見</p> <p>(1) 新たな工法を採用する場合、接続事業者はNTTの基準や心配事をクリアするために長期信頼性等の結果をNTTに提示する必要があります。しかしながら、その基準にはNTTのノウハウが含まれるため、開示されていないものもあり、工法に関しては「考えるのは自由だが、考案された工法を実際採用するかどうかはNTTの判断基準による」という状況にあります。</p> <p>(2) 近接設置工法に関しては、設備の防護方法等を双方で取り決める必要がありますが、これらを取り決めるには、NTTによる必要な基準の開示が必要だと考えます。現状、これらの情報が開示されていないため、接続事業者は事実上、設備防護のためにNTT研究所における振動疲労試験を実施するしか選択の余地がない状況に迫られています。</p>

当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
<p>道路占用に関する手続き面での格差が存在</p> <p>・NTTの場合、既存設備設置区間で引込線を設置する際には、道路占用手続きが不要だが、他事業者は既存設備がないため、道路占用手続きが必要。</p> <p>・道路管理者によって占用手続きが異なるため、時間と費用がかかる。</p>	<p>NTT東西も、個々の道路管理者の指示・関連法令に従って、道路占用手続き、占用料の支払いを実施しており、その手続きに時間と費用がかかるのは、他社と同じであると考えております。</p> <p>なお、アクセス分離によりアクセス会社が電柱を保有することになったとしても、他社側で必要となる手続きは現行と変わらないものと考えます。 【別添P.10】</p>	<p>(1) 何もないところに新たに設備を構築する場合はNTTも他事業者と同等の手続きが必要であると考えます。しかしながら、NTTは電電債や施設設置負担金で整備したメタル設備等の既存設備がある区間において増設する場合には、手続きが不要、もしくは新規事業者よりも簡素な手続きで済むと考えられます。</p> <p>(2) アクセス分離をした場合に、仮に他社側の手続きは変わらないとしても、少なくとも現行存在しているNTT利用部門と接続事業者の手続きは同等になるものと考えます。また、手続き面だけでなく、設備面等でもNTTと他社との非対称性が解消されます。</p> <p>現行、NTT優位性は確かに存在し、規制だけでは平等な競争環境の実現は困難です。</p> <p>従って、アクセス分離を実施し、各事業社にとって平等な競争条件を整備することにより、政府方針である世界最先端のブロードバンド・インフラの整備が実現できると考えます。</p>
<p>8</p>	<p>NTT東西のお客様向けサービスの開通期間が短いのは、NTT東西がお客様のご要望に即応できるよう、あらかじめユーザ宅の近傍の電柱等まで光ファイバを敷設するとともに、吊り線等を準備して、以降は引込線の敷設のみでサービス提供可能としているためです。</p> <p>他社も、あらかじめ同様の準備を行っておくことにより、個々の申込みに対して同等の期間で対応できるものと考えております。</p> <p>なお、NTT東西も、新たに収容局から光ファイバを敷設する場合や、き線点以下の架空区間で光ファイバを敷設する場合は、一般的に、KDDIから指摘されている期間と同程度の期間が必要です。【別添P.10】</p>	<p>NTTは電電債や設置負担金で整備した設備を利用でき、また、投資体力が他社よりもはるかに大きいため、あらかじめ設備を構築しておくことが可能です。</p> <p>これに対して、当社のような新規参入事業者は、電柱や吊り線等の既存設備が全くないところからスタートしなければなりません。</p> <p>従って、他社もあらかじめ設備を敷設しておけばよいというNTTの考え方は、現実的な話ではないと考えます。</p>
<p>9</p>	<p>NTT東西も、新たに収容局から光ファイバを敷設する場合や、き線点以下の架空区間で光ファイバを敷設する場合は、一般的に、KDDIから指摘されている期間と同程度の期間が必要です。【別添P.10】</p>	<p>左記のNTTの考え方では、NTT既存設備がない区間に光ファイバを新たに敷設する場合にかかる期間に限定して比較したことをもって、他社と同程度の期間が必要であると結論付けております。</p> <p>しかしながら、接続事業者よりNTTが優位である区間に敷設する場合の比較がなされていないため、適切な比較ではありません。</p> <p>既存メタル設備がある区間(NTTは優位である区間)に敷設した場合の開通期間を提示し、比較・検討する必要があると考えます。</p>
<p>10</p>		

	当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
11	<p>コロケーションの手続が同等ではない</p> <p>・NTT東西は手続が不要だが、他社は調査手続・工事申請手続が必要。</p> <p>・NTT東西は、NTT局舎へ設備構築するため、各種手続が不要であり、自社設備の構築スケジュールに合わせて、工事の実施が可能</p> <p>早期にサービス提供可能であるのに対し、接続事業者は、コロケーションスペースの借用のために、調査手続(設置設備報告)と工事申請手続が必要【手続完了まで合わせて2ヶ月】</p>	<p>NTT東西が、ボトルネック性があるとして指定電気通信設備とされている装置を自らの局舎に優先的に設置することは、当然のことと考えます。【別添P.14】</p>	<p>現状のルールにおいては、NTTの主張するようにNTT東西は自らの装置を他事業者に優先して設置することができます。これはまさに、NTTと接続事業者ではサービスを提供するためのベースとなる設備設置条件が公平でないことを示しており、当社がNTTの垂直分離を提言する理由です。</p>
12	-	<p>平成17年10月19日、NTT東日本の西新宿ビルで、SBBが設置した自前電力設備から発煙事故が発生した。当該事故は有人ビルにおいて昼間帯に発生した事故であったため、幸いばや火災にとどまったものの、こうした事象は、一歩間違えば当該ビルに収容されている全事業者のユーザの通信が途絶する等の重大な問題になりかねないものであった。</p> <p>現行ルールは、接続事業者の自由な事業活動に最大限配慮するとともに、接続事業者が設置する装置のNTT東西による安全性検証の限界等を踏まえ、一定の信頼のもと運用されてきたところであるが、こうした信頼が裏切られたことが今回の事故の一因と考えられ、安全・セキュリティを確保するための何らかの対応が急務であると認識している。【別添P.19】</p>	<p>当社電源設備が事故を起こしたことは、遺憾なことであり、今後はこのようなことが起こらないように対処いたします。</p> <p>しかしながら、他社設備の写真を公然と撮影・公表できる立場にあるのはNTTのみであり、この例からもNTTと接続事業者の間に立場の差が存在するものと考えます。</p>



	当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	
13	<p>・収容効率が上がらない限り、光ファイバの接続料金が低下しない (同一配線ブロックに複数ユーザの収容が必要のため)</p>	<p>【配線ブロックの拡大について】</p> <p>配線ブロック(光配線区域)は、所内装置の収容効率や配線ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の属性も勘案の上設定しているものであり、現時点では光配線区域の統合等の変更は考えておりません。</p> <p>なお、光配線区域の大きさを、他社が自由に設定したいとのことであれば、スプリッタ及びスプリッタ下部の配線ケーブルや引込線等を各事業者が自前で敷設することにより実現可能と考えます。</p> <p>【シェアアクセス設備の共用化について】</p> <p>現行フレックスサービスのネットワークやオペレーションシステムでは、OSU以下のアクセスライン設備を他社と共用することは不可能です。また、他社とOSU以下のアクセスライン設備を共用することにより、NTT東西の現行サービス品質を維持できなくなるため、NTT東西としては、他社と当該設備を共用する考えはありません。【別添P.21】</p>	<p>当社の再意見</p> <p>(1) 配線ブロックは、設備の収容効率やコストの低廉化等、経済的合理性を追求して設定しているにもかかわらず、NTT東西では当該情報を利用していないとのことであり、仮に、設定時点から考え方や状況に乖離が生じているのであれば、そもそも配線ブロックの設定条件の見直しが図られるべきであると考えます。</p> <p>(2) また、NTT東西の利用部門が利用していないことが、NTT東西の指定電気通信設備管理部門が同設備の利用部門と同一の事業体であることに起因しているのか、そうであれば、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性確保の観点から問題となり得ることから、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性の確保について、改めて検証すべきであると考えます。</p>

当社の意見(2月1日の当社プレゼン資料よ)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
<p>14 ユーザサービスの申し込みについて、NTT東西は116を有効活用可能で申込手順がスムーズであるのに対し、他社は、複雑な申込手続きになっている。</p> <p>顧客情報データベース等がNTT東西に独占されており、ADSLのサービス提供に際しては、NTT東西に対して、様々な問合せをしなければならず、申込者及び接続事業者に大きな負担がかかっている。</p> <p>【例】116への問合せ段階で発生する様々なトラブルにより、お客様がNTT東西へ何度も確認するケース(申込者が回線名義人で無い場合、名義人がなかなか一致しない等)</p>	<p>NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)</p> <p>現行の各種申込手続きは、各事業者との協議を通じて決定したものであり、NTT東西が一方向的に押し付けたものではありません。なお、手順面で具体的な改善要望があれば、真摯に話し合いに応じる考えです。</p> <p>【名義人確認について】DSL等サービスについては、NTT東西がお客様からの申込みを受け付けることによる公正競争上の懸念を排除し、お客様からワンストップで申込受付したいとの他社からの要望を受け、他社からの代行申込みにより対応することとしたものです。その際、NTT東西は、契約者ご本人からの申込であることを確認するため、契約者名義の確認を行っているところです。</p> <p>本人性確認の必要性に関しては、「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書(平成14年7月23日)」においても、「名義人確認を省略することは、NTTがDSL等接続専用サービスを受ける人(契約者)の確認を行わないことになることから、名義人確認を省略すべきとまでは考えることはできない。」との考え方が整理されております。</p> <p>また、同報告書を踏まえて、NTT東西では、NTT東西の加入電話等契約者の名義人情報の開示を行うこととし、名義人情報の開示を要望する事業者に対して、他社への名義人情報の開示に向けたシステム開発、契約者への周知方法及びそれらに係る費用等を各事業者に提示し、協業を重ねましたが、SBBを含む全ての事業者が最終的に費用対効果の観点から同要望を取り下げるとなりました。</p> <p>SBBからは、これに代えて、名義人確認結果(一致or不一致)をリアルタイムで確認できるシステム開発要望が出されたことから、NTT東西では、同リアルタイム開示システム開発し、平成15年9月から情報提供を開始しているところです。</p> <p>同システムは、お客様からの申込みを受けたSBBの受付担当者が電話番号と名前等を入力することにより、数秒で名義人確認結果(一致or不一致をOXで表示)を得られるものであり、SBBは自社の受付窓口において、NTT東西が116等で本人性確認を行うことが可能となっております。</p> <p>【別添P.23】</p>	<p>当社の再意見</p> <p>各種申込手続きが確立されていなければ、実際のサービス提供の運用が出来ないので、サービス開始前に、NTTと接続事業者間の取り決め事項が決定されているのは当然のことです。</p> <p>ただし、接続事業者側はサービス開始予定日に合わせて必ず決定する必要があるため、その内容について納得出来なくてもサービス開始を優先するために止むを得ず暫定的な妥協を強いられている場合があります。そのような背景で決定した内容については「NTT東西が一方向的に押し付けたもの」との感を持たざるを得ないと考えます。</p>

	当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
15	<p>工事日時の事前確保について、NTT東西は116問い合わせ時点において、施工事予定を参照可能であり、顧客希望日の指定・調整が可能であるのに対し、おとくライン(JT)は116問合せ時点において、工事枠の空き確認は可能だが、希望日時の確保は不可であり別途申請が必要( )</p> <p>NTT東西以外の事業者サービス利用者が、事業者経由でNTTに工事希望日を提示しても、工事可能か否かの回答までに、時間(【平日工事】4営業日/【休日工事】8営業日)がかかるため、空き確認した時点では空いていても、日程の確保を申請した時点には空いておらず、日程を確保できないことがある。</p>	<p>自社・他社の別けなく、問合せ時においては工事予約は実施しておらず、当該サービスの申込みがなされた段階で工事予約を行っております。</p> <p>ドライカップ電話に関するドライカップの代行申込みにあたって、他社から開通希望日を連絡いただいておりますが、提供可能と回答したもののうち、約97%(平成17年10月から平成18年1月までの工事実施分)は当該開通希望日どりに工事実施できる旨回答しております。【別添P.24】</p>	<p>仮に、NTTはお客様に対してサービスの申し込みがなされた段階で工事予約が行っているとしても、JTのおとくラインを申し込まれたお客様に対しては、NTTからの工事予約の通知連絡を間接的にお客様に行う必要があり、顧客の利便性を考えたときには、公平とはいえないと考えます。</p>
16	<p>NTT局内工事に関する顧客からの(緊急)問合せ先について、NTT東西は116窓口にて受付可能であるのに対し、おとくライン(JT)はJTを経由し、NTTへ問合せが必要。</p>	<p>DSL等サービスについて、他社からの代行申込みにより対応することは、他社の要望に基づくものです。</p> <p>日本テレコムのおとくライン提供のための工事に係る(緊急)問合せ等対応について、お客様からの問合せを日本テレコムで受け付け、必要に応じて、同社からNTT東西に問い合わせさせていただくこととしたのも、協議を通じて双方合意した上で決定したものであり、NTT東西が一方向的に押し付けたものではありません。【別添P.24】</p>	<p>本件に関しても再意見14と同じことが言えます。</p>

	当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
17	NTT局内工事開始時と工事完了時の、ユーザに対する連絡について、NTT東西は連絡が有るのに対し、おとくライン(JT)は連絡が無い。	日本テレコムとの取り決めでは、同社が希望したオーダーについては、同社から工事開始連絡をいただき、それを契機にNTT東西側で工事着手し、個々の工事が完了する都度、NTT東西から同社に1件ごとに工事完了連絡を行っています。【別添P.24】	NTTがJTと連帯して行う工事については、NTTの工事が完了する都度、NTT東西から当社に対し、工事完了連絡をいただいております。 しかしながら、NTTが実施する工事について、当社はNTTに追加工事費を支払っており、NTT回線(ユーザに直接、工事完了連絡がある)と同様に扱われるべきであると考えます。
18		日本テレコムのおとくライン開通にあたり、NTT東西の工事だけでなく、同社の工事も必要であるため、NTT東西からユーザーに連絡するのではなく、同社からユーザーに連絡いただく整理にしたものと認識しておりますが、いずれにしても双方合意に基づき運用しているものであります。 【別添P.24】	おとくライン開通にあたり、NTT東西からユーザに直接連絡するのではなく、当社へ連絡することに合意しております。 しかしながら、NTTから当社への工事完了連絡は基本的に、1件毎に行われるものではありません。当社への連絡については、日に3回にまとめて行われており、NTT回線の場合に比べて著しく劣る対応となっております。
19	線路情報の把握について、NTT東西は可能(休止回線等を即時に確認可能)であるのに対し、おとくライン(JT)は不可能(線路情報を持っていない)	線路情報のうち「光収容か否か」については、他社も「線路情報開示システム」によりオンラインで情報確認可能であり、NTT東西と他社との間の同等性は確保されていると考えます。【別添P.27】	オンラインで公開されている線路情報は光収容か否かのみであり、接続事業者は休止回線等の確認ができず、NTT東西との同等性が確保されていません。

	当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
20	<p>自前ジャンパ工事</p> <p>・MDFジャンパ工事を自前で実施したが、NTT東西から各種費用(NTT東西の立会い費・NTT東西の各種システム改修費等を要求され、自前化が実現できない。</p>	<p>平成16年6月以降、SBBから(自前ジャンパ工事に関する)協議要請はない状況であります。誤切断の防止策、責任の所在の明確化及び狭隘スペースでの効率的かつ安全な作業方法等の懸念事項に対する解決策の提案があれば、協議に応じていく考えです。【別添P.28】</p>	<p>自前ジャンパ工事をするにあたり、NTTが懸念している事項に対しては、既に当社から下記のように具体的な解決策を提案しております。</p> <p>NTTの懸念事項に対する解決策の当社提案      工物品質の安定性と作業の安全性確保については、NTT東西と同一の工事会社へ自前ジャンパ工事を委託することにより、NTTと同程度のもので確保できる      責任の所在の明確化については、当社のジャンパ線の皮膜の色をNTTと異なるものを敷設することで、NTTと当社の責任所在箇所を容易に識別できるようになる      狭隘スペースでの効率的かつ安全な作業方法については、当社の作業開始前に必ずNTT側の管理責任者と打合せを実施することにより実現できる</p> <p>しかしながら、NTTは「NTTの指揮下」においてのみジャンパ工事の安定運用ができると考えており、当社の自前ジャンパ工事に対し必要以上の不当な規律と干渉(NTTの立会い、膨大なシステム改修費等)を要求しています。      これらのNTTの要求に応じた場合、お客様への円滑な接続と迅速・安価・安全かつ公平な接続工事の確立が困難になり、自前ジャンパ工事の実施を要求している本来の目的が達成できません。      結果として、当社の自前ジャンパ工事には応じていただけない状況のまま協議が滞っています。</p>
21	<p>屋内配線工事</p> <p>・NTT東西は引込線工事と屋内配線工事が同日工事可能だが、他社には同日工事は困難。</p> <p>・NTT東西は、引込線工事と屋内配線工事の同時施工が可能であり、お客様との日程調整が容易。屋内配線工事が中止されれば、他事業者は新たな工事日調整が必要となり、現行のような同日工事が困難。結果ユーザ利便性が低下し、NTTとの新たな格差が生じる。</p>	<p>屋内配線工事はボトルネック設備ではなく、各事業者やユーザ自身が自由に設置可能と考えます。      また、光サービスであれば、電柱の開放により、引込線を自前敷設する環境は十分に整っており、他社側で引込線と屋内配線を同時に工事することが可能であると考えております。【別添P.28】</p>	<p>(1) 接続事業者がメタル引込線と屋内配線工事を行う場合、NTTと異なり、両工事を同一日に実施することが困難であり、接続事業者のサービスを利用されるお客様の利便性が損なわれること(お客様の立会いが2度必要である等)が危惧されます。      従って、当社は屋内配線工事について、お客様の利便性確保の観点から、接続料金化して頂く、あるいはユーザ料金の設定により、NTT工事によるワンストップ工事を要望いたします。</p> <p>(2) 光引込線の自前敷設工事に関しては、電柱借用や道路占用手続きの簡素化を総務省にて検討していただいておりますが、自社電柱に関しては手続きが不要であるNTTと比較すると、現在も平等な敷設環境が整っているとは言えない状況です。</p>



当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
<p>サービス申込み番号についての格差</p> <p>・お客様が、事業者にて電話でブロードバンドサービスをお申込みされる場合の電話番号の桁数に、NTT東西とその他事業者で差がある。</p> <p>・加入電話の営業・問い合わせ窓口である116を利用して、フレッツサービスの販売・営業活動・商用告知等を行っている。</p>	<p>お客様が、営業窓口の番号のわかりやすさによって、サービス提供事業者の選択を行っているとは考えられず、営業窓口の番号のダイヤル桁数の違いが公正競争上問題になるとは考えられません。</p> <p>また、お客様がワンストップサービスを要望されているにもかかわらず、新規サービスの受付を他の問い合わせ等の受付と切り離すことは、利用者利便を著しく損なうものであり、お客様に到底ご理解いただけるものではないため、現実的でないと考えます。</p> <p>なお、他社からお客様利便性の向上のため新たな接続等要望があればNTT東西としても応じていく考えです。 【別添P.29】</p>	<p>IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会においても、以下のような考え方が示されており、公正競争上問題ないとはいえないと考えます。</p> <p>(1) 新規サービス受付番号の桁数の差が消費者の選択行動に与える効果は有意であり、この効果はサービス内容の差別化によって克服可能であるとしても、桁数の差による効果をサービス内容等の改善努力で埋めなければならないと言う状況は、競争条件にも有意な差異をもたらしていると考えられる。</p> <p>(2) 新規サービス受付番号の桁数の差が競争条件にも有意な差異をもたらしていることを踏まえれば、新規サービス受付への1XY番号の使用に関し、公正競争条件を確保するための措置が必要と考えられる。</p>
<p>116でのお問い合わせにおける問題例</p> <p>・他事業者DSLサービスの申込みにおける名義人確認の際、独占的業務において獲得した顧客情報を用いて競争事業者の業務を妨害する営業活動は禁止となっているにもかかわらず、営業活動(フレッツの勧誘等)を行っていた。 (平成16年11月22日【NTT東日本】)</p> <p>・名義人確認の際、SBB代理店担当者が116へ電話し、申込みされるお客様に電話を代わったが、116オペレータことを確認せず、「名義人確認は、申込みのお客様が自宅から電話をかけないとできない」と回答した。 (平成17年1月19日【NTT東日本】)</p> <p>・フレッツADSLからYahoo!BBへ乗り換えされるお客様が、回線名義人確認とフレッツ解約の申し出の電話をした際、名義確認後、フレッツ解約申し出の前に電話を切られた。また、再度電話した際にも、解約の受付を拒否された。 (平成17年9月24日【NTT西日本】)</p>	<p>・他社DSLの申込みを前提とした問合せに対し、自社サービスの営業活動を行うことはありません。ただし、一般的なサービス問合せに対してはお客様のご要望をお聞きしながら自社サービスのご紹介・提案を行うことはあります。</p> <p>・NTT東西としては、ご指摘のような事例が発生しないよう、今後とも、社内周知・指導の徹底を行っていく考えです。</p> <p>・お客様のご自宅の回線以外からの問合せに対しても、名義確認は実施しておりますが、第三者が本人を装っていると疑われる場合等は、NTT東西からご自宅の回線にかけ直す等して名義確認を実施することとしております。</p> <p>・NTT東西としては、ご指摘のような事例が発生しないよう、今後とも、社内周知・指導の徹底を行っていく考えです。</p> <p>・NTT東西116に回線名義人確認とフレッツ解約の申し出があれば、本人性確認を実施した上で、解約の申し込みを受け付けることとしております。</p> <p>・NTT東西としては、ご指摘のような事例が発生しないよう、今後とも、社内周知・指導の徹底を行っていく考えです。【別添P.30】</p>	<p>これまでも左記のような事例が発生した際には、社内周知・指導の徹底を行っていく旨伺っておりますが、そもそもこのような事態が発生し得る構造かつ発生時にNTTの利益/接続事業者の不利益となる構造になっていること自体が問題であり、NTTの構造分離が必要であると考えます。</p>

	当社の意見(2月1日の当社提出資料より)	NTTの考え方(2月22日のNTT提出資料より)	当社の再意見
24	<p>NTTによるデジタルディバイドの解消は困難</p> <p>・八丈島へのブロードバンドサービス導入に際しては、当初、NTT東は自治体側に数億円の投資負担を要求した。ソフトバンクBBのサービス開始発表後、Bフレッツの提供開始を発表。</p>	<p>多数の地方自治体と協力して、Bフレッツの提供エリア拡大等に努めているところであり、今後とも、国や地方自治体等と協力し、デジタルディバイドの解消に向け取り組んでいきたいと考えております。 【別添P.31】</p>	<p>当社も地方自治体と協力してデジタルディバイドの解消に取り組んでおります。</p> <p>【自治体との協力によるデジタルディバイドの解消事例】</p> <p>ADSLの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県大口町</li> <li>・秋田県井川町</li> <li>・宮崎県野尻町</li> <li>・東京都八丈町</li> <li>・山口県豊北町(現 下関市)</li> <li>・鹿児島県松山町(現 志布志市)</li> </ul> <p>NTTのRT局舎に弊社DSLAM等の装置を設置するスペースがない場合は、自前のBox(写真)を設置し、ADSLサービスを提供しています。</p> <p>FTTHの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県新見市</li> </ul> <p>自治体の設置した光ファイバを利用し、FTTHサービスを提供することを計画中です。</p> 